

新刊紹介

1. 平安前期対外姿勢の研究 堀井佳代子著
2. 平安時代の政治秩序
(同成社古代史選書 32) 戸川点著
3. 中世日本の王権と禪・宋学
(東アジア海域叢書 15) 小島毅編
4. 戦国時代の大名と国衆
——支配・従属・自立のメカニズム——
(戎光祥中世史論集 7) 戦国史研究会編
5. 戦国・近世初期 西と東の地域社会 橋詰茂編
6. 山里清内路の社会構造
——近世から現代へ—— 吉田伸之編
7. ポーランド年代記と国家伝承
——『匿名のガル年代記』から『ヴィンセンティの年代記』へ——
(ポーランド史叢書 5) 荒木勝著
8. シチリア海法序説 栗田和彦著

堀井佳代子著

『平安前期対外姿勢の研究』

臨川書店 二〇一九・二刊
A5 二八〇頁 六五〇〇円

本書が注目する平安前期とは、九世紀初めの嵯峨朝のことである。格式や儀式書の成立、勅撰漢詩文集の編纂など、嵯峨朝は史料においても特徴的な時期であり、これらの史料を生み出した王権構造に迫るべく、近年、歴史学や国文学からの研究が盛んである。

本書では、嵯峨朝を画期とする日本の対外姿勢の変化をさまざまな事象から明らかにしている。まず、第一部「外交文書・儀礼から見た対外姿勢」では、嵯峨天皇から渤海王への国書(慰勞詔書)に、渤海王を尊重する表現(惟王寶質宏茂、性度弘深)や渤海を文化の進んだ国とする表現(王俗伝礼樂、門襲衣冠)が見え始めるとして、光仁・桓武朝の華夷秩序が強調された国書からの変化を指摘する(第一章)。また、弘仁七年(八一六)以降、慰勞詔書に渤海の非礼を咎める内容がなくなり、その役割を太

政官牒が担うようになるため、承和年間に降は非礼を咎める太政官牒と、それを許す慰勞詔書がセットで渤海への返書として機能したとする（第二章）。外交儀礼については、八世紀に律令官人と外国使節とで異なる礼式が併存したが（各依儀拝賀）、弘仁九年（八一八）に「朝会之礼」などを中国風に改めた後は、官人と外国使節の動作が一歩化したと論じる（第三章）。

第二部「外交に関わる儀礼の展開」では、遣唐使の出發・帰国時の儀礼について、七世紀段階の拜朝に、大宝年間には節刀賜与が、平安初期には賜餞が追加されたと考察する（第四章）。また、外国使節の入京時に畿内境で行われる郊勞儀が、『儀礼』や『周礼』などの經書の影響を受けて平安初期に整備されたとする（第五章）。

第三部「平安前期における唐風化政策の実態」では、官人の列立法をもとに、平安初期に官人の序列を明示する場が朝賀から節会に変化したとする（第六章）。また、天皇の服御・常膳の減省（災害時の節約）が弘仁九年から史料に現れることに注目し、儒教的君主像を踏まえた中国の影響を受けた

支出抑制策と論じる（第七章）。第三部の内容からは、外交儀礼が国内の儀礼整備を牽引したと考えることもできよう。

上記の論文はみな平安初期の画期を論じており、本書は嵯峨朝を多面的に捉えた一冊といえるだろう。変化の理由に唐風化政策や儒教的君主としての天皇観が挙げられているが、これらを桓武朝からの連続性で考えることが今後の課題となるう。

本書で特筆すべきは、日渤海外交における役所間文書（渤海国中台省牒と日本の太政官牒）が成立時期や性格を異にするという指摘と、「各依儀拝賀」として一つの儀式中に異なる礼式が併存したという指摘である。これらは、外交文書や外交儀礼の複雑さを表現しており、本書が問題提起した「上下関係が対等関係かという点だけに収斂されない」（二二頁）外交儀礼の実態解明の有益な指摘といえる。

（浜田久美子）

戸川点著

『平安時代の政治秩序』

（同成社古代史選書 32）

同成社 二〇一九・二刊

A5 三二〇頁 七〇〇〇円

本書は『平安時代の死刑』（吉川弘文館、二〇一五）などで知られる著者が、三二年にわたって発表してきた諸論考をまとめたものである。序章・終章と第一〇章が新稿となっている。本書の主題は序章でも述べられるように、律令制が変質した平安時代を通じて、貴族たちがいかなる政治意識を持って国政を運営していたのかを説明することにある。以下、本書の構成に沿って内容を紹介しよう。

第一部は五本の論文からなる。第一章は宇多朝以降私宴として行われた曲水宴が貴族社会の結合を確認する場として機能したことを論じる。第二章は藤原頼長が大学寮の活性化を図ったことや、院政期における学問が実際の・政治的な技術として重要視されていたことを述べる。第三章は釈奠で三牲を供える行為に着目し、それが穢意識

の拡大によって弘仁期ごろから忌避されていき、一二世紀に廃止されるまでの過程を跡づける。第四章も釈奠と穢の問題を取り上げ、釈奠は一〇世紀以降も他の神事と同じく穢を避けてつづ年中行事として執行すべく意識されていたとする。第五章は平安時代における死刑を取り上げ、儒教的徳治主義と穢意識から死刑が忌避されるが実態としては死刑が存在したこと、その矛盾は死刑を検非違使や武士に担わせて調節されていたことを述べる。

第Ⅱ部は荘園整理令に関する五本の論文からなる。第六章は長久令以降中央が発令した整理令が国司の要求を背景とすること論じて、国司を支持基盤とする後三条政権の性格を確認する。第七章は興福寺大衆による強訴事件を手がかりに、寛治七年の荘園整理令が寺社への寄進を制限するという内容を持っていたことを解明する。第八章は白河親政・院政期の荘園整理令から、荘園の収公を望む国司の要請と、荘園の認可を求める貴族や寺社の要求とを高次の立場から調停する役割が王権に求められたとする。第九章は保元令が久寿二年以前の荘

園の整理を放棄したとする説を批判し、国司が寛徳令を基準に荘園整理を申請することと矛盾せず、荘園整理は柔軟に行われたとする。第一〇章は鳥羽院政期にも荘園整理は放棄されないとして、立荘政策と荘園整理政策との到達点として保元令を位置づける。

第Ⅲ部は四本の論文からなる。第一章は『伊勢物語』にみえる在原業平の東下りに当時の王臣家が都鄙をまたいで活動した実態が反映されているとする。第二章は陸奥の安倍氏が陸奥権守として赴任した安倍忠好を祖とし、その地位を足場に急速に成長したこと、前九年合戦は後任の権守との争いを要因とすることを指摘する。第三章は安倍忠好が中央で活躍した安倍氏と同族で陸奥按察使藤原能信と結んだ可能性を指摘、また前九年合戦を現地産物の利権をめぐる対立と評価し、安倍氏の居城である鳥海柵の性格をも検討する。第四章は受領の任国下向の道中と現地における行事を具体的に跡づける。

本書は『平安時代の政治秩序』という題ながら、その内容は政治史的研究よりも、

特に摂関・院政期の政治の背景にある政治思想の解明を中心としており、著者が「ホシネとタテマエ」と表現するダブルスタンダードを明確化するものである。死刑や荘園整理にみられるような、律令制や儒教的理念を理想とする一方で、実際の政治においては現実的な対応をとっていくという当時の政治のあり方を指摘する本書は、平安時代の研究はもちろん、連続する中世史の研究にも資するところがあるだろう。古代史・中世史研究者の方には、本書をぜひ手に取っていただきたい。(古田一史)

小島毅編

『中世日本の王権と禪・宋学』

(東アジア海域叢書 15)

汲古書院 二〇一八・三刊
A5 三六八頁 七〇〇〇円

本書は、「にんぶろ」と通称された大型科研費のなかの一課題「東アジア三国の正史に見る王権理論の比較」のメンバーによる論考を中心にまとめたものである。禪と

宋学という分がちがたく結ばれた二つの思想は、東アジア各地における王権の構築にいかなる役割を果たしたのか。主に中世日本に焦点を当て、多彩な切口から考察する。

第一部「中国・朝鮮の近世王権」では、宋学に基づく近世中国・朝鮮王朝の王権の理論、および東アジア各国における近世儒教の位相を考察する。井澤耕一「東アジアにおける祖先祭祀の諸相」は、近世中国・朝鮮王朝における宗廟制の特徴や相違点を整理した上で、近世日本では廟制の形による「血」の継承は行われず、代わりに始祖の神格化を特徴としたとする。山内弘一「朝鮮王朝建国神話の創出」は、高麗から朝鮮への易姓革命の正当化の論理を、健元陵神道碑、「龍飛御天歌」、「高麗史」という三つの資料から析出し、美化された歴史書の記述を、はじめから「神話」として認識する意義を提起する。伊東貴之「東アジアの「近世」から中国の「近代」へ」は、日中両国における「近世」の質的差異を、王朝体制と幕藩体制との相違など多角的に把握した上で、西欧や日本いずれとも異質な中国的な「近代」の特質を描き出す。

第二部「鎌倉時代の王権」では、この時

期に書かれたテクストを読み解いて王権観を分析する。ダニエル・シュライ「ヨーロッパと日本の中世における神聖王権の可能性を巡って」は、時代的に重なるフライジングのオットーと慈円の王権観を、神聖王権という文化人類学の概念を応用して検討する。水口拓寿「尼父」と「大神宮」は、孔子が夢に現れて釈奠（孔子祭祀）に動物ではなく植物を供える理由を語った説話に注目し、『古今著聞集』の著者橘成季による釈奠擁護の論理構造を説明する。近藤成一「天皇の讓位と院政」は、天皇の讓位と政治状況の関係を整理し、讓位する父と皇位を受ける子の意志が必ずしも一致しないと指摘する。ガエタン・ラボー「南北朝動乱期の王権と調伏法」は、文観房弘真の「逆徒退治護摩次第」から、調伏儀礼に投影された後醍醐天皇の王権観を分析する。

第三部「禅僧と儒者の王権論」は、禅僧や後期水戸学に連なる儒者の王権理解を扱う。小島毅「中巖円月が学んだ宋学」は、中巖が留学した元王朝における思想状況を踏まえ、彼の宋学受容は「朱子学」を越え

たより広い文脈の中で考察される必要があると指摘する。保立道久「大徳寺の創建と建武新政」は、創建期大徳寺の社会的な立ち位置を追究し、建武新政期の禅律国家構想が、室町時代の武家禅宗国家ともいうべき外形に与えた影響を論じる。陶徳民「明治国家成立期の水戸イデオロギーに関する考察」は、『大日本史』編纂事業を完成させた栗田寛の教育勅語解釈を題材に、国家神道成立の思想的背景を考察する。

以上のように、東アジア全体を包括する広い視野のもと、思想資源としての禅と宋学に関わる文化交渉は、中世以降の日本を考える上で重要である点が明確に示されている。東アジアを扱う研究者に限らず、思想と王権の形成・展開との関連に関心を持つより多くの人に、一読をお薦めしたい。

（廖嘉祈）

戦国史研究会編

『戦国時代の大名と国衆——支配・

従属・自立のメカニズム——』

(戎光祥中世史論集 7)

戎光祥出版 二〇一八・一二刊

A5 三〇七頁 四〇〇〇円

本書は、戦国期の地域権力（いわゆる「国衆」）の実態解明を目的として開催されたシンポジウムの成果を、論文集の形でまとめたものである。以下、各論の概要を紹介する。

第1部は、「地域権力論・国衆論の軌跡をたどる」と題し、戦国期地域権力論の研究動向を整理する。二本の論考が収められている。水林純「室町期の守護・国人から戦国期の領域権力へ」は、戦後歴史学以来の研究動向を概括し、室町期研究と戦国期研究の架橋が必要であることを強調する。石渡洋平「戦国期地域権力論の成果と課題」は、国衆論の具体的展開を整理し、地域性等を踏まえた実態追究の必要性を指摘する。

第2部は、「全国各地の地域権力の動向」と題し、北は東北から南は九州まで、列島

各地における地域権力の実態や特質に迫る

九本の論考によって構成されている。佐藤

貴浩「田村氏存在形態と南奥の国衆」は、

田村氏を事例に、南奥の地域権力が大名・

国衆という枠組みだけでは捉えきれないこ

とを示唆する。中根正人「戦国期の東関東

—真壁氏と佐竹氏の関係を中心に」は、常陸

国真壁氏を国衆と評価しつつ、時には佐竹

氏と対立する可能性もあったことを指摘す

る。花岡康隆「信濃高梨氏の「国衆」化」

は、北信濃の高梨氏を素材に、国人領主か

ら戦国期的な領域権力への変質過程を展望

する。糟谷幸裕「国衆の本領・家中と戦国

大名—今川領国を事例に」は、戦国大名によ

る国衆への介入の事例を検討し、双方にお

ける介入の意義を考察する。丸島和洋「上

杉氏における国衆の譜代化—北条・毛利安田

氏を素材に」は、長尾氏老臣連署奉書の署

判者に注目し、長尾上杉氏における国衆の

奉行人化の画期について再検討を行う。新

谷和之「畿内近国における国衆の特質」は、

畿内近国の国衆が幕府や守護と一定の関係

を持ちながら存立していたことを示す。村

井良介「中国地域の戦国領主について」は、中国地域における判物の分析を通じて、判物の発給が戦国領主を抽出する際に比較的有效な指標となることを指摘する。平井上総「土佐国の地域権力—長宗我部・土佐一条家を中心に」は、土佐国の地域権力間における従属関係を検討し、津野家等が上位権力の介入を受けつつも、一定の自立性を持つことを示す。畑山周平「戦国期南九州の有力領主」は、南九州の有力領主による判物等を分析し、彼らが戦国期特有の領主であったと評価する。以上を踏まえて、柴裕之「総括 シンポジウム「戦国期における大名と「国衆」を終えて」が各論の成果をまとめ、「国衆」論をそのまま敷衍することの難しさを課題として示す。

以上のように、本書はこれまで東国を主たるフィールドとしてきた「国衆」論を、列島全体に視野を広げて取り上げた点に独自の意義があると言える。今後は、各論ごとに微妙に異なる「国衆」の定義や分析視角のすり合わせが必要となるが、その前提として本書は重要な一指標になるものとして待たれる。

(松島裕大)

橋詰茂編

『戦国・近世初期 西と東の地域社会』

岩田書院 二〇一九・六刊

A5 五一六頁 一一〇〇〇円

本書は、編者の古稀を祝して出版された。編者は、「地方でまがりなりにも歴史研究を続けてこれたのは、地方にいる研究仲間と、時に上京した際に交友を深める仲間のおかげである」と回顧しているが、本書には編者のほか四国と東京の研究仲間一八名が論考を寄せている。まさに、地方（四国）で研究を真摯に継続してこられた編者の人徳を具象化した一冊といえよう。編者と同じ四国で研究を続けている筆者にとっても大変刺激的な内容である。寄せられた論考は四部に構成されている。それぞれのテーマに加え、筆者の独断と偏見により、オススメの一本を紹介することで新刊紹介の責を果たしたい。

まず、第一部「戦争と和睦」では戦国期における東国・西国の地域権力の情勢と、彼らがいかに中央権力に対応したかを検証

する。オススメの一本は川島佳弘「天正五年元吉合戦と香川氏の動向」である。近年公開された「石谷家文書」を丹念に読み込み、讃岐という一地域での勢力争いが織田・毛利戦争に与えた影響を鮮やかに描き出す。四国における戦国史では「石谷家文書」を従来の説の中にいかに位置づけるかが課題であるが、その課題に果敢に挑んだ良作。

次に、第二部「近世への道程」では、織豊期から近世に向けて、織田・豊臣・徳川などの中央権力者がいかにその政権を確立していったのか検証する。オススメの一本は森正太郎「中近世の文書と絵画による探究的授業実践」である。概して「歴史は暗記物」と思われがちな中学・高校生向けの歴史教育において、生徒が主体的に考える授業の実践例を紹介する。歴史を学ぶ楽しさを教授する難しさを改めて実感させる。

続いて、第三部「宗教と信仰」では、中世から近世にかけての信仰を地域社会に位置づけるとともに、地方寺院の発展過程をひもとく。オススメの一本は須藤茂樹「中世・近世阿波の棟札考序説」である。古文

書だけでなく、金石文とともに棟札に基づいた研究の重要性を訴える。寺院の棟札を具体的に挙げ、見性寺・薬王寺では新発見となる棟札の存在を指摘し、今後も丁寧な発掘が重要であると説く。

最後に、第四部「流通と交通」では中近世移行期における陸海上交通の様相に加え、瀬戸内海を媒介とする島嶼部地域の社会と産業に言及する。オススメの一本は橋詰茂「東瀬戸内海島嶼部における大坂城築城後の石の搬出―小豆島を事例として―」である。徳川期大坂城築城によって拓かれた小豆島の石丁場のその後の変遷をたどる。特に、改易された大名が所有する丁場が、請負商人による商丁場へ転換するという指摘は興味深い。今後の課題として挙げた、他地域の石丁場との比較検討が待ち遠しい。

以上のように、本書に寄せられた論考は地域や時代区分を越え多岐にわたっており、中近世移行期に興味を持つ人ならば、必携の一冊である。

（石畑匡基）

吉田伸之編

『山里清内路の社会構造』

——近世から現代へ——

山川出版社 二〇一八・九刊

A5 四一六頁 六〇〇〇円

本書は、長野県下伊那郡の南西端に位置する清内路の地をフィールドに、二〇〇三年以来、十五年にわたって取り組まれた史料調査と、共同研究の成果である。近世から近現代に至るまでの一四本の論文に加えて補説と付録（史料群一覧、関連文献一覧、調査活動記録）が収録されている。

二部構成からなる本書の各論は、左記の通りである。

第Ⅰ部清内路の近世 近世清内路村の構造転換（吉田伸之）／榎木成諸村の年貢収納（前澤健）／近世清内路における部落運営（坂本広徳）／千村平右衛門預所・知行所における七里役（小野歩実）／清内路関所と清内路村（千葉拓真）／十九世紀清内路煙草の生産流通構造（竹ノ内雅人）／土佐屋の櫛取引ネットワーク（角和裕子）／真宗寺院と清内路門徒（芹口真結子）

第Ⅱ部清内路の近現代 近世から近代初期における共同体機能の変遷（田中光）／近現代村落における合意形成の方法（坂口正彦）／三等郵便局史料からみた地域社会（小島庸平）／明治後期専売制下における清内路煙草（中西啓太）／『村誌』に書かれなかった招聘村長（本島和人）／清内路の地域力を比較する（赤川孝）

補説『清内路村誌』編纂の経緯（藤田壮介）

本書の成り立ちと各論の内容と位置づけについては、編者による「序」で端的にまとめられており、紙幅も限られていることから、ここでの各論の紹介は省略するが、全論文の実証の緻密さに驚かされたことは述べておきたい。

とりわけ日本の近現代史研究において、ひとつのフィールドに残されている地域史料を、ここまで網羅的かつ精緻に目録化して共同研究された事例はないのではないだろうか。清内路下区有文書を核に据えて、各家文書、神社文書、役場行政文書、郵便局史料にまで及んでおり、各論の実証精度を担保している。清内路という小規模な山

里社会であっても、丹念に実証して論点を広げていけば、全体史叙述を展望できるところを、本書は証明してくれている。

また、本論集の刊行企図は、フィールドワーク調査の現場＝地域社会こそ、歴史学研究の最前線であることを示すことにあるとされる。地域社会を生きるふつうの市民の労働と生活の現場に視座を定めて、調査研究活動を通じて継続的な関係を構築することが目指されていた。本書は、地元ではない、中央の研究者による地域史研究の理想を实践したものであり、その理想と継続的な地域との信頼関係を大切にした調査スタイルこそ、本書の多面的で豊かな成果につながっていることは間違いないであろう。

その意味で本書は、地域を定めた歴史学の共同研究手法の良質のモデルを提示したともいえる。地域史料の可能性を具体的に提示できている本書には、多くの学びが秘められている。ぜひとも一読されたい。

（板垣貴志）

荒木勝著

『ポーランド年代記と国家伝承』

——『匿名のガル年代記』から
『ヴィンセンティの年代記』へ——

（ポーランド史叢書 5）

群像社 二〇一八・二二刊

四六 一六〇頁 一五〇〇円

本書は、ポーランドの歴史にかかわる特定の史料をとりあげて翻訳・注解しながら重要なトピックについて解説するシリーズ「ポーランド史叢書」の一冊である。今回とりあげられている史料は、中世ポーランドの二つの年代記——十二世紀初頭に書かれた『匿名のガル年代記』と、十二世紀末から十三世紀初頭にかけて書かれた『ヴィンセンティの年代記』——である。年代記のテキストは、著者の設定したテーマに関連する箇所が抜粋で引用され、著者による歴史的・文献学的な解釈が示される。ちなみに、『匿名のガル年代記』については、著者はすでに全訳を公表している（麻生出版、二〇一四年刊）。

新刊紹介

本書で設定されたテーマは、ピアスト伝承（第一章）、ミェシコ伝承（第二章）、ボレスワフ・フロブリ伝承（第三章）、聖スタニスワフ伝承（第四章）という四つの伝承の考察である。このうち、ピアストはポーランドの最初の王朝の起源にかかわる伝説上の人物であるのに対し、ミェシコとボレスワフ・フロブリは実在が確認されるピアスト朝の最初の二代の君主、聖スタニスワフは一〇七九年に君主によって殺害され一二五三年に列聖された聖職者である。著者はこれらの伝説上・歴史上の四人の人物をめぐる伝承を中世ポーランド国家の起源や形成にかかわる「国家伝承」とみなす。本書では、成立時期がほぼ百年隔たった二つの年代記における各伝承の記述が比較検討され、中世ポーランドにおける国家建設の歴史的な特徴とその推移の方向性が描きだされる。

本書のアプローチの特徴は、年代記のテキストに対して文献学的・神学的な角度から詳細な検討を積み重ねていく点にある。年代記の語彙や表現は聖書やローマ法・教会法などの文言と照合され、それらの用語

や表現が採用された意味が神学的・哲学的な次元まで掘りさげて考察される。こうした分析の手法という点からみると、聖スタニスワフ伝承をあつかった第四章は本書のなかではやや異質である。ここでは、司教の殺害にいたった一〇七〇年代の政治状況を当時のヨーロッパの国際関係のなかに位置づけ、また、スタニスワフを聖人化しようとするヴィンセンティの意図を十三世紀初頭のポーランドにおける教会改革の動向と関連づけるなど、むしろ通常の歴史学の方法に近いアプローチが採用されている。

こうした複眼的な考察をとおして、著者は、中世ポーランドの国家形成においてキリスト教会が担った重要な役割に光をあて、王権を聖化・正当化する論理を解明している。

最後に、表記等について気がついた点を付記しておく。「ヴィンセンティ」はポーランド語の Wincenty をカタカナに置きかえたものと思われるが、原語の発音に忠実に表記すれば「ヴィンツェンティ」となる（本紹介では著者の表記に従っている）。また、本書は、ほぼ三十年前に発表された諸論者をもとに執筆されており、旧稿からの

編集にかかわる事情によるものか、記述に不統一な点が散見された(たとえば、『匿名のガル年代記』の典拠が第一〜三章では Monumenta Poloniae Historica であるのに対し第四章では Monumenta Germaniae Historica であること、同一の研究者(A. Brückner)の表記が「ブリュクネル」「ブリックナー」「ブルックナー」の三通りあること、等)。本書は先行する研究者の注釈や研究を丹念に参照して書かれているが、上記の事情から、本論中で参照されている文献は一九八〇年代までのものである。さらに探究を深めたい読者のために、一九九〇年代以降に刊行された年代記の翻訳・校訂版を挙げておく。『匿名のガル年代記』については、Paul W. Knoll and Frank Schaefer (eds.), *Gesta principum Polonorum: The Deeds of the Princes of the Poles*, Central European University Press, Budapest 2003 (ラテン語原文と英訳を収録)。『ヴィンセンティの年代記』については、Marian Plezia (ed.), *Magistri Vincentii Chronica Polonorum*, Monumenta Poloniae Historica, nova series, tomus XI, PAU, Kraków

1994. (小山哲)

栗田和彦著

『シチリア海法序説』

関西大学出版部 二〇一八・九刊

A5 三二六頁 二七〇〇円

古代のフェニキア人、ギリシア人による植民以来、「文明の十字路」であり続けたシチリア島。このシチリア島の東部を代表する海洋都市メッシーナ、そして同島西部の「アフリカにもっとも近い街」トラパニでは、ビザンツ、そしてアマルフィからの強い影響を残しながら、一三世紀の末から一四世紀にかけて海運実務に関連する諸規定が成文化された。この両都市の海法を詳細に分析しながら、当該海法のもとで暮らした港湾都市社会の復元を目指した労作といえる本書は、まずシチリア島の辿った歴史(ムスリム支配期、ノルマン朝、シュタウフェン朝、アンジュー朝、アラゴン期)についての概略を序論で紹介したうえで、本論を展開していく。

第一章の第一節では、「メッシーナ海事評議員条項」すなわちメッシーナ海法の第一条から第五六条までが扱われる。海事評議員の選任方法、選任された者の義務、義務に対する違反者への罰則、同評議員の管轄となる海事裁判所における訴訟手続に関連する諸規定に続いて、結審後の上訴、異議申し立て、そして判決後の動産・不動産に対する執行方法や債権者に対する措置についての具体的な規定が議論の俎上にのせられる。これらの条項文と一四世紀半ばのアラゴン王ペドロ四世(在位一三三六―三八七年)によって交付された「バレンシア評議員規則」との密な対応関係、さらには一二世紀から一四世紀にかけて成文化されたといわれるアマルフィ海法との関連性を著者は主張する。

第二節では、「メッシーナ市海事裁判所の諸条項と諸規則」と題されたメッシーナ海法の第五七条から第一一〇条までが網羅的に検討され、同諸規則とアマルフィ海法との著しい類似性を再確認していく。ここでの規定内容は、出港前後、そして船上生活に関連したものが多く、

続く第二章「トラパニ海法管見」では、シチリア島西部に位置する交易の要衝、一四世紀に経済的繁栄の頂点を迎えたといわれるトラパニの全一八条からなる海法が分析対象とされる。ここで強調される著者の主張は、前章で検討されたメッシーナ海法、ひいてはアマルフィ海法との強固な対応関係である。

このように本書を通読すると、ティレニア海においてトライアングルを構成したアマルフィ、メッシーナ、トラパニという三都市の海事法の類似が浮き彫りになるとともに、シチリア島の支配を担ったアラゴン

連合王国に属する港湾都市バレンシアの諸規則との深い関連性が明らかとなるのである。

本書で分析される規定は、海事にまつわる極めて専門的なものである。また著者が展開する難解な法学論議を目にすると、我々歴史研究者は近寄りがたい印象を抱いてしまうかもしれない。しかし読み進めていくと、このような一見「無味乾燥」な条文と著者による難解な議論の合間に、当時の港湾都市メッシーナ、トラパニの都市生活、そして両港から漕ぎ出して地中海で縦横無尽に活躍した海の民の個別具体的な生

き様が浮かび上がってくる。たとえば社会的な弱者といえる妻の持参金や船員の報酬・労働条件に関する細やかな配慮、航海時に不測の事態（海難事故、病気あるいは捕囚）に遭遇した船員に対する措置などは、当時、一種の社会保障として機能していたのであろう。良貨を用いる者に対しては購入時の割引が認められて、外来商人に比して自都市民は商品を優先的に取得できる権利を保持した。さらには奴隷売買の仲介者に対する報酬が規定されるなど、地中海世界の港町の生々しく「泥臭い」姿を本書から垣間見ることができる。（黒田祐我）